



新潟焼山に登山する方へ

新潟焼山は火山活動の活発化が見られたため、2016年3月から2018年11月まで立ち入りが規制されてきました。長期間入山規制されていたため、登山道が荒れている場所があります。安全に登山していただくため、次のことに注意してください。

- 新潟焼山の活火山地区（山頂から半径2 km以内の地域）へ登山する場合は、新潟県の条例により**登山届の提出が義務付けられています**。
必ず、**事前に登山届を提出**して下さい。
- 気象庁などから提供される新潟焼山の**火山活動に関する最新情報を確認**し、ご自身の安全を守るために、**十分な装備を整えて入山**して下さい。
- 登山道は、**転石が多く転がっていたり、藪が深く長距離に亘って道がわかりにくい場所などがあります**。転倒や遭難の危険もあることから、登山技術に自信のない方は立ち入りをご遠慮ください。
- **【通行止区間】火打山山頂から焼山山頂までの間（下図の黒線部分）は、安全が確保できていないため立ち入らないでください。**



○ 山頂から半径2km 登山道 未管理の登山道 車道

<お問合せ先>

新潟県 糸魚川市 妙高市	（登山道に関すること）	（火山や条例に関すること）	
	環境企画課	防災企画課	025-280-5511(代表)
	商工観光課	消防防災課	025-552-1511(代表)
	観光商工課	総務課危機管理室	0255-74-5111(代表)